第（4）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年 5 月 19 日（金）13：30～16：20
開催場所	千丁公民会大集会場

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	吉田　昭造	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	本田　勉
副委員長	山本　正人	〃	上村　宏子	〃	稲田　新一
委　員	草部　史考	〃	黒田　武生		
〃	松村　政利	〃	山本　清人		
〃	寺岡　甚蔵	〃	緒方　勢一		
〃	竹原　基信	〃	山田　豊		

■ 欠席委員

委　員	岩田　美江子	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	永原　辰秋		
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ			

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興課長	米田　健二	鏡支所地域振興課長	木村　要一
地域振興課審議員	坂口　孝幸	鏡支所地域振興課係長	松岡　武生
地域振興課副主幹	澤田　宗順	東陽支所総務課振興係長	橋永　高徳
地域振興課主任	村上　修一	泉支所総務課振興係長	東坂　宰
坂本支所総務課振興係長	南　和治		
千丁支所総務課長	北田　琢美		
千丁支所総務課係長	上原　通		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名

■ 協議事項

①中間報告（素案）について
②住民自治組織の活性化策について

■ 議事録

（事務局）

皆さんこんにちは。月に 1 回の開催ということで、ご多忙にもかかわりませず、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、岩田委員さんが欠席ということでございます。

本日で第 4 回目の開催となり、本日から中間報告の取りまとめ作業にも入っ

てまいります。中身の濃い審議となりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。それでは、後の進行は、議長宜しくお願いいたします。

（委員長）

ここで皆さん方に、会議の進め方について説明します。1 回目は、顔合わせ的な感じで、中身に本格的に入っていくことは難しい。それから、2、3 回やって、懸案事項をいろんな角度から意見を出してもらうため焦点があっち行ったり、こっち行ったりするような感じになるのは当然です。そういうことを 1、2 度繰り返していけば論点として、内容が浮き彫りにされてくるというわけです。ですので、3 回目の委員会で中間報告（素案）が、おおよその構成、内容等について、事務局からこれまでの意見をまとめて、さらにアンケート調査を受けた上で、形として提示していただき、委員の皆さんからこのような方向になるというご了解を得たところです。

私は、組み立て方式の本棚をよく買いに行きますが、最初から本棚の隅のネジをがっちり締めてしまうと不具合が生じてきます。板が入らなかったり、届かなかったり、きつかったりします。皆さん方の経験上、隅のネジを軽く締めて、板を入れ込みながらネジを締めていくということで本棚を組み立てていかれると思います。この会議もそのような形で、意見が出された範囲内において組み立てて行くという方が参加されている委員さん方の意見が漏れなく反映されていくのです。最初は、あっちに飛んだり、こっちに飛んだりしましたが、少しずつ様子を見ながら行かないと全体が見えてこない。そういうこともありますので、そのような形で進めてきました。

それで、前回に一定の取りまとめの方向をご了解いただき、ということは本棚の隅のネジ具合もよいということで了解を得たというふうに思っております。5 段の棚に中身を入れて行くのか、4 段の棚にするのか、更に棚の上には小さな本を入れるのか、下の方には、大き目の本をいれるような、棚の間の感覚等、いわゆる報告書に盛り込む論点の向きをどこに置くのか、どういう枝葉の部分をしっかり入れていくかということをこれから審議していただくということになろうかと思います。

ということで、早速本日の議題に入って行きたいと思います。一つが中間報告の（素案）について、2 つ目が住民自治組織の活性化策について、本日はこの２つということになります。先ず最初の中間報告の（素案）につきまして、事務局より、前回、或いはアンケート調査等の大枠を示して、一定程度中身について、前回の皆さん方のご意見を受け止めながらまとめていただきました。まとめていただいた内容を事務局から説明をいただきたいと思います。

（事務局）

中間報告（素案）説明

（委員長）

ただ今事務局の方から、一応の中間報告（素案）を説明していただきました。ご意見、ご質問、或いは足りない点いろいろあろうかと思います。お気付きの点がございましたらお願いします。

私の方から一つ、前回の委員会において、住民と行政の信頼関係を構築していくには何が大事がというときに、「情報の共有」が大変必要であるというご指摘があったかと思います。その点を踏まえますと 10 ページの行政の役割のところに「市民と情報の共有化を図る」と文章に入っていますが、私は前回、委員さんから出していただいた意見を踏まえると、情報の共有化というのは、項目として格上げした形で置くことがよろしいのではないかという感じを受けました。

皆さん方はいかがでしょうか。

（委　員）

先ほど提案、説明の中で、住民は一つのグループみたいな話がありました。最後に用語解説の中で解説をされると思いますが、今の段階で、市民の概念、市民の定義というものがはっきりしていないわけです。ですから、当然、市民の中には、住民も入りますし、法人とか企業とか団体、財団等が市民の中に入っているわけです。そういう考え方から行きますと、9 ページの公民協働の中に、それぞれ括弧で例示をしてあります。今後ともこれを示されるとすれば、公民協働の中には、「住民と行政との協働」という項目もひとつ必要ではないかという気がします。市民と住民との定義づけを後に述べられるとすればです。それと関係して、括弧の中の例示です。最後に民民協働や公公協働にしても、最後の「NPO,ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等との協働」という、すべてに等を入れた方が文章的にも整うのではないかという気がします。

それと、委員長の資料を拝見しましたが、「求同存異」です。私はわかりますが、住民にはわからないのではないかと。ですので、もう少し噛み砕いて住民に説明していただきたい。私も今回始めて知りまして、辞典を見ましたが、この説明が出てきません。これはこれで結構だと思いますが、補完性の原則と若干重複するのではないのかという点があるかと思います。

「市民と行政の協働に関する参考資料」をいただきました。これを見ると、例えば長野、千葉県の流山、呉市等には、それに近いような表現、もちろん他市の真似をする必要はありません。参考にしますと、「対等の原則」、「自主性・自立性の原則」、或いは「目的共有の原則」ということがあります。これは八代主体で結構だと思います。先ほど申しましたように「求同存異の原則」あたりをもう少し分かりやすく、馴染むような言葉があれば、それでも結構であると思いますが、そういうことを配慮していただければと思います。

また、「目標共有の原則」とあります。普通に見ていると、団体、組織にしろ「目的」というような表現です。この場合、何故、「目標」というような文言を使われたのか。目標と目的がどれだけ違うのか、何故、八代の場合、目標という表現を使われたのか説明をしていただければと思います。

（委員長）

大変、重要なご質問をいただきました。事務局から答えられますか。

（事務局）

最初にいただきました「公民」のところは、住民部分が欠落していました。この辺のところは修正をしていきたいと思います。括弧書きで 2 項目ずつ挙げていますので、どういう表現がいいのか、また分かりやすい形に修正をかけていきたいと思います。先ほどの求同存異も含めて、確かに最後の用語解説で説明の項目立てをする予定にしています。ですから、一番最初に箇条書きのようになっていると申しましたが、内容的には文章化、文字化しなければならないと思っておりますので、標記の仕方は今後変わっていくということになります。

（事務局）

共通認識の部分について、ご説明をいたします。実は５つの項目につきましては、毎回この検討委員会の前に、委員長のところへお邪魔をさせていただき事前の協議を行っているところでございます。その際、たくさんの先進地を見ていきますと、求同存異の原則というものはあまり見られません。それではどういうことかといいますと、委員長独自の考えでございます。どこにもないような形のものを委員長が打ち出されているということです。また、「目標共有の原則」というものはあまり使われていないのは現状です。ご指摘のとおり、「目的共有の原則」という表し方が確かに多いようです。資料の作成も委員長のご指摘に対して耳を傾けながら作成しているわけですが、この共通認識の基本原則として、提示してある５つとあと 2 点ほどあったわけですが、「求同存異の原則」「補完性の原則」と若干重複している点が見られましたので、事務方の方で 5 つに集約した形で、今回まとめているということでございます。基本原則の説明については、今後市民の方に分かりやすい表現にするのか、すべての項目において変更していくのか、その点についてご意見をいただければと考えております。

（委員長）

委員からのご指摘は、学会においても市民とは何かということを 1 日中議論しているところです。そのくらい難しいテーマです。

ご指摘の「求同存異の原則」というのは、中国の言葉でございまして、私は、「存異」の「存」という言葉は、「存在」の「存」ということですが、北京大学の先生から聞いたことですが、「尊重」するの「尊」という意味合いの漢字だそうです。人と人が意見を出し合う。出し合って、共通する点をお互いが追求して

いく。例えば私と委員が議論し合って、この点とこの点が同じであると、この点が違うという具合に、違うところをもう少し議論をしあうと共通領域を広げて行ける。これが「求同」という意味であるということです。それから、「尊異」というのは、異なる意見、違うところを相手をけなすのではなく尊重する。お互いに違う点は尊重しあう。肥後の引き倒しはその逆ですが、尊重しあうことが必要である。例えば協働作業を行っていく場合は、そのような共通問題領域について、共通感覚をお互いが持つということです。それを広めていくというのが「求同」で、異なる点の意見をお互いが尊重しあう、協力しあう、そうしないと民主的な社会、お互い忌憚なく意見を出し合う社会というものが出来ていかないということです。ここの意味づけの仕方が若干違うのです。「補完性の原則」は、家庭でできること、地域でできること、市町村でできること、都道府県でできること。「個人でできることを行政は口を出すなと、行政も市町村でできることは、都道府県は口を出すなと、都道府県にできることに国は口を出すなと」ということが、「補完性の原則」の第一義でございます。裏返して考えれば、お互い自立して個々の自立性・主体性を尊重して、自立性を発揮していく。地方分権の「自己決定の原則」や「自己責任の原則」とも「補完性の原則」は、密接な意味合いを持っていると、私はそのように理解をしていました。

事務局から明確な説明がありませんでしたが、目標と目的のご指摘があったかと思います。目的というのは、将来のこと、大きい目的といった方がよいかと思いますが、目標というのは、5 年先にはこのような形に行く、いわゆる見える形に持っていくということを目標というふうに言っています。目的というのは抽象的で、何でも大きく捉えている目的と目標を、この辺も事務局の方で整理してください。英語で目的、目標を示されているものがいくつもありまして、はっきりした意味合いが出てきます。別に英語を見なくてもいいのですが、日本語でもその点がはっきりと区別しておかなければいけない。大目標、中目標、小目標という感じで受け止めていただければいいかと思います。大目標が目的となるというような捉え方です。他、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

それでは、ただ今ご指摘いただきましたものを次回までに整理し、調べてもっとわかりやすいようにしていくということで、この点については決着したいと思います。

それでは、実は、前回私がお話をしました事柄が皆さんのお手元に配られていると思います。何のことを言っているのか解らないのではないかということもございましたので、ここに参考資料として出してあります。字で書いてあると特段説明しなくてもよろしいのではないかと思います。要するに協働していくことは 2 人以上の人間が協働して目標達成するために力を合わせる行為というわけです。普通の家庭でも 5、6 人の組織単位でありますし、向こう 3 軒両隣とありま

すように一集落、小学校区という一つの主体の存在から、ある地域でどうするかというとき、いろいろ意見を出し合って力を合わせて問題解決に取り組まれる。その前に組織化が必要だということ。その組織化のためには、仕組みづくりであるとか、運営の基本条件であるとか、仕組みを動かすための基本条件等のルールづくりというものが必要になるということを箇条書きで整理しているものです。

事務局からこの点でフォローすることがなければ、皆さんが各地域で自治活動をされる場合、組織を作っていかれる。その際に必要な条件は、この資料の裏に挙げている 5 項目目でございます。「⑤協働事業の選定と遂行方法」を７つほど挙げています。一番大事なところは、当然仕組みを作っていくために必要な事柄はよいのですが、「人材の発掘」、皆さんがいつまでも地域活動のリーダーとして、これから 10 年、20 年先もやられるということはならないと思うわけです。そうしますと、皆さん方の教えを受けながら若い人達を育てていく必要がある。能力を持った人をどのように育てていけばよいのかというのが、3）になろうかと思います。ですから、皆さん方の地元において、どのような人物を育てようかという点です。皆さんの後継者が育って、地域の自治活動が積極化していくだろうというふうに考えられます。これ以外に組織化を進めていくための先進事例を事務局で整理されていて説明するものがありましたらどうぞ。

（事務局）

本日ご協議いただく内容を説明させていただきたいと思います。

委員長より、委員長資料について何かないかということがございましたが、この資料は、この委員会の中で細かい取り決めをしていくことではないということでご理解いただきたいと思います。あくまでも今後多々の話を進めていく中で、この点を考えながら内容を取りまとめていかなければならないということです。この中で、いろんなルールづくりをやっていくということではございません。その点だけ説明をさせていただきました。

※「住民自治を目指す仕組みづくり」説明

（委員長）

議題②住民自治組織の活性化策について、資料の説明がありました。各地域において、自治活動を行われる場合に、自治活動を行う単位をどうしたらいいのかという点が一つ問題になろうかと思います。八代市として、標準的な単位として考えていただければと思います。あくまで標準であって、実際にしっかり合うというものではない。したがって、標準的なものの上に立って、各地域ではそれぞれ、こういう要素があるから、このような単位にということは、各地域に持ち帰って検討された方がよろしいかと思います。先ほどの説明の中で、行政がいちいち区画割をして、ここはこのような単位でやりなさいということではないという

説明があったかと思います。標準的な自治活動を行う単位について、標準的にはこのように考えられる。しかし、八代地域内では各地域で特徴があるため、それを踏まえて、地域で以って単位を捉えていただくという考え方が出てくるのではないかと思います。パターン１、パターン２、パターン３といったものがありますが、ひょっとしたら、パターン４というものが出てくるかもしれません。自治活動が展開されやすいように単位を考えていただく。その点について、皆さん方からご意見をいただきたいと思います。市街地で人口が密集している地域の場合、そうでない中山間地域の場合と委員さん方の背景が異なろうかと思いますので、私の地域ではこういうことがあるので、こういうファクター（要素・要因）を入れると、こういう単位が望ましいというような考え方が出てくるかもしれませんので、その点ございましたらどうぞ。

（事務局）

※八代市行政区・自治区・小学校区統計表について説明

（委　員）

例えば、行政区と市政協力員区とありますが、行政区の方は 3 月 31 日現在、市政協力員区の方は 3 月現在としてありますので、3 月 1 日ならば、左右のバランス、統計が違いますよね。極端に違いますのは、松高校区の世帯数、市政協力員区は、4,647 世帯で行政区の場合は、4,100 世帯であり、地域割りが違ってこのような数字が出ているのか、更に坂本の場合を見ていただきますと、7 ページの一番下に小計というのかありますが、左が 215 世帯で右が 528 世帯で実際は、市政協力員区は 216 世帯で人口数は 711 だったと思います。数字の調整が実際できていないような気がいたしますので、坂本の場合は 2,000 世帯と 2,292 世帯となっていますが、左の方が正確に近い数字です。右の方は人口が 709 人と 1663 人とありますし、八代市の全体的のトータルを 10 ページに示してあるものを見ますと、大体合っていますよね。ここら辺の数字を訂正していただいて正確なものを出していただきたい。見る方は参考にしづらいと思います。

（事務局）

大変申し訳ございません。この資料の市政協力員区の数字は担当します生活安全課の数値でございます。市政協力員さんの役割としまして、世帯一覧表の整理というものをされているかと思います。そのデータを元に取りまとめたものを 3 月現在でいただいたものでございます。おそらく、生活安全課の方で区割りしたものが 3 月 1 日付で取りまとめているという認識を持っていました。世帯票の整理の仕方によってこのデータの出し方も違ってくるのかと思います。

坂本町の件につきましては、全くの間違いでございますので訂正をさせていただきたいと思います。正確な数字が左側の行政区でございます。これは市民課の方で毎月取りまとめているデータということでございます。

（委　員）
　松高校区は1,000人ぐらい違いますよね。
（事務局）
　数値につきましては、早急に訂正をしまして、次回の委員会に示させていただきたいと思います。転記ミスということも考えられますので、よく整理をしまして次回提出いたします。本日は行政区を参考にしていただければと思います。
（委員長）
　こういう数値は、何年何月何日と何処が調べたデータかを明確にした方がよろしいかと思います。そうしないと食い違いもありますし、1,000人も違うようであれば問題かと思いますので。
　全国的に合併した自治体におきまして、このような地域審議会、地域自治組織、地域自治区の制度上の制定改正が出されて、全国の自治体の取り組みが始まってきています。その中で、コミュニティの基礎単位としては、全国概ね小学校区単位が望ましいであろうという方向で進んでいるようでございます。ところが、小学校区が統廃合になったり、廃校になったりもあり、２、3日前にもNHKで取り上げていたかと思いますが、2,000～3,000 人という数値を以って、統廃合されている学校が全国ベースで出てきたと。そこを以って自治区としていいのかと。そこに住んでいる皆さん方は小学校区というのは、昔からの心の拠りどころであるので、それを生かす方向で地域住民が考えている中にあるということが NHKで取り上げられていました。当八代市におきましても小学校区が望ましいかどうか皆さんのご意見を承って仮に小学校区程度が望ましいだろうとしても、事情変更が生じてきている地域においては、どのように対応して考えていけばよいか、この２つの点について的を絞った形でお願いしたいと思います。
（委　員）
　今３つのパターンが出ています。これは持ち帰って検討していいのでしょうか。
　それに伴いまして拠点施設です。これは自治会を作った場合、自治会の事務所は、千丁の場合はこの公民館であると思いますけども、どこを考えているのか、自治会の拠点施設として、その点の説明をお願いします。
（事務局）
　他の事例を見ますと小学校区が多いということがありまして、八代市としてはどうかということです。また地域性も加味してということです。拠点施設については、その後に説明をさせていただきたいと思います。
（委　員）
　やはり施設が絡むことであって、それが選択の一つであると思われるわけであります。施設がないところに対しては、おそらく千丁町は１つであると思います

けども、小学校区単位で考えれば、鏡町さんでは、３つ、４つありますか。そこで自治会を作った場合、果たして拠点施設というものがあるのか、ないのか。そこも絡んでくると思うのです。その施設があればよいが、ない場合どのようにされるのか。市で全部整備されて、自治会を作って行かれるのか、その点も絡んでくると思います。小学校区単位でやるということを前提とした場合は十分考えていかなければいけないことであると思います。その点について。

（事務局）

資料の中でも小学校区というようなことを言っています。前回の資料にも書いていましたが、「７、急がれる防災組織の確立」ということで項目立てをしている最後のところですが、災害時には、当然避難所という形で皆さん集まって参ります。それは何かと言いますと、公民館であるとか小学校、中学校の公共施設が避難所として公共施設が利用されるということになるのは明らかな事実であると思います。ですから、その時にでも入れていましたが、「地域の拠点施設を核とした規模での組織づくりも検討材料のひとつと言えます。」という形で置いていた部分もございます。確かに小学校区とした場合に、いろんな地域ではコミュニティセンターというように言われています。それでは、そのような施設があるのかどうか、熊本市の方では、コミュニティセンターを２つ作りましたよというような新聞記事がありました。以前資料として出しました、福岡市では 144 箇所ありますが、すべて 144 箇所にあるということがございます。宗像市においては、すべて整っていないということで、従来ある施設、地域の自治公民館、大きな校区公民館がないような所では、従来の大きめの自治公民館を使って、当面それに置き換えてやっているという事例があるようです。ですから、拠点施設というものが重要な位置づけになってこようかと思いますが、ここで、どのような位置づけが一番重要なのかどうかをご提言いただくと、市はそれを受けまして、行政として新たな住民自治組織はどうあるべきか、行政として実施計画を作ってまいります。ですから、提言の中で、このような施設が必要である、このような校区割りがよいというようなことを言っていただきますと、当然行政はそれに対して、新たな検討に入っていくということになります。今ここで作る、作らないということは言えませんし、事務局の立場では言えないものがあります。

しかし、当然その点も視野に入れないといけないということもございますし、委員さん方の意見として、提言書の中に組み入れられたらよいのではないかと思っています。

（委　員）

まだここで検討中のため答えることはできないということでしたが、やはりそのような観点で考える。この自治会と言いますのは、おそらくこれから先、校区の体育祭であるとか、千丁町でやっている「いぐさの里まつり」とかの催し物何

かも自治会主体でやっていくことになろうかと思います。鏡町でも 4 校区あると言われましたが、鏡の愛鏡祭とか体育祭とか、全部行政で行われてきたわけですよね、各地区でやっていくということではなくて。そのようなことも考えて、どのような母体でやるのか、しっかりと検討するべきだと思います。

（委　員）

小学校区割りが理想的な形であると思うわけですが、統計表を見ていきますと、多いところで 3,000 世帯、少ないところで 50 世帯とものすごい差があるわけです。50 世帯で組織を作ろうとすると無理があるのではないかと思うわけです。やはり、いくつかの自治会を束ねて作っていくということも必要ではないかと思います。特に泉の方では、少ない世帯が多いわけですから校区割りだけではいけないのではないかと思います。

（委　員）

旧八代市では、小学校区単位です。各校区には公民館もありますし、そこを中心にして、すべての用意を進めている。年 1 回体育祭を行っていますが、やはり校区単位でやっています。旧八代市の場合は校区単位が、小学校区を一つの単位としてやった方が一番スムーズにいくのではないかと思います。15 校区ありますので、その 15 校区でそれぞれ実施して行くと小学校、公民館もあります。やはり、公民館を中心としてやっていくことが、旧八代市でのやり方です。

（委　員）

旧八代市は委員がおっしゃるように、小学校区単位でやっているわけですけども、総合社会教育の方で、他市町村の研修で福岡県へ行きましたけども学校の空き部屋を開放してやっているところがございました。婦人会に 1 教室、青年会に 1 教室というふうに、教室が空いているところを地域に開放して、コミュニティセンターみたいなことをフルに使って活動しているところがございました。公民館等がない校区におきましては、少子化で空いている部屋が多いと思いますので、それをとりあえずフルに活用していくのがいいのではないかと思います。

（委員長）

地域のそれぞれの実情におきまして、単位の考え方はそれぞれ違ってこようかと思います。ただ、標準的に考えると、地域の実情を反映させることにより、プラスアルファのファクターを入れていく。例えば２つの学校を１つにしたり、或いはもっとしなければならないところが発生するかもしれない。それは、地域によって主体的に考え、単位を設定していただくような方向で行った方がよいと思います。あくまでここで決定するということではありません。標準的な考え方をこの中で、それを参考にして、地域の実情を踏まえて、いろんなことを加味しながら、こういう単位がいいだろう、うちはこういう単位がよいというような感じで決めていかないと。これは、画一的にはできないと思います。

長野県の泰阜村では、合併しない宣言をしていますが、そこでも地域の自治活動を盛んにさせることによって、村の財政をカバーして行こうという活動まで出てきています。地域の行財政の状況、地域の自治意識の状況、小学校の児童数の状況、統廃合の状況とかいろんなことを考えていかないといけない。それは地域住民の人たちの主体性を基礎にして考えていかれればよろしいという感じがします。

（委　員）

委員長が申されたとおり、この件に関しては、どの地域でも地域審議会をやられると思います。地域審議会の中でこのような話があったということを言っていくことがベターだと思います。旧八代市は小学校区だと思いますが、新しくなった町村ではどのような校区で持っていくのかということは原点ではないかと思いますので、できれば地域審議会で諮って決定するようにしていただかれればと思います。

（事務局）

住民自治推進検討委員会での検討内容につきましては、地域審議会へ報告を申し上げまして、中間報告につきましては、第3回地域審議会になると思いますが、その中で報告していただき、地域審議会の意見を踏まえて最終段階の報告をしていくことになります。

（委　員）

事務局は坂本の現状はご存知ですよね。わざわざ申し上げなくても、地域振興会のことが話しに出てきていますので。以前来ていただいた時の様なとおりでございます。あえて地域審議会に諮るまでもなく坂本は昨年7月に立ち上げました地域振興会。言うなれば、旧小学校区単位で住民自治組織ということです。

（事務局）

来週、八代地域審議会を行います、再来週になりますが、残り５つの地域で審議会が開かれます。以前お話をしたとおり、中間報告、最終報告について、地域審議会から意見をいただくというふうに言っていました。

いろんな関係の都合でもう１ヶ月先行して地域審議会を開くということになりました。実際、中間報告に間に合っていない状況です。それで、今度の地域審議会では、現在、住民自治推進検討委員会で、こういう活動、検討内容を行っていますと、それとこれまで積み上げてきた内容は、こういう形のもの。提出します資料は、本日お出ししています（素案）を地域審議会の資料として出て参ります。仕組みづくりのところの内容には触れていませんが、第2章の最後の活動の拠点として、拠点施設を中心とした考え方という文言は取り入れているところです。

次の審議会の時には、どちらかの委員さんが地域審議会で、委員会ではこのよ

うな活動、検討をやっているのだというご報告をしていただくということです。正式には、第3回の地域審議会で中間報告を取りまとめますので、その時に正式に意見をお伺いするというような体裁になろうかと思います。それぞれの地域で、先ほど委員さんがおっしゃったようなことで、自分たちが協議していることをその中で取り上げていただかれればと思います。地域によって事情もありますので、一律に聞きましょうということは、今回はとっていないということでございます。そのようにご理解いただければと思います。

（委　員）

もう拠点施設に入っているのですか。

（委員長）

これからです。それではよろしいでしょうか。今までの論点は論点として、大体の単位の考え方は、この辺で切らせていただきまして、次の資料の「１、拠点施設について」と「２、パートナーシップ契約について」事務局の方から説明をお願いします。

（事務局）

その前に、この提言書の中では、先ほどパターン１，２，３ということで提示していますけども、提言書の中で、「この地域にはいくつの単位を作ります」ということにはしない予定でいます。ですからあくまでも提言書の段階では総括的に八代市としては、基本的なものとしては、例えば「小学校区単位、それから地域の実情において主体的な選択が考えられる」というような提示になっていくのではなかろうかと。ですから、この校区ではいくつということは触れていかないということで考えているところです。

※　「拠点施設について」説明

※　「パートナーシップについて」説明

（委員長）

２つについてご説明がありました。何かこのことについて、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

（委　員）

資料の拠点施設の3行目です。「旧町村においては、中央公民館や分館が設置されており」という現在系です。合併後、坂本町では従来の中央公民館、社会教育法の21条ですか、それと21条の3項で、公民館活動に分館が必要であるということで条例を作って条例公民館という形で地区館がありました。いわゆる昔は、中央公民館と地区館という制度を取っていましたが、今は坂本公民館に、そして分館はありません。八代市の中央公民館を坂本町の分館という捕らえ方をすれば、この表現もいいかと思いますが、坂本の実態からすると若干、違和感があるかなという気がします。以前は、中央公民館と分館があったわけです。現在は

坂本町では公民館だけです。その点の実態にあった文章整理をしていただくと坂本町としてはよりいいかという感じを持っています。
（事務局）
　この表現は、旧八代市と旧町村の表現で、現行よりも今までこのような形で取られており、旧町村では中央公民館と分館が設置されていたというようなところで書いておりまして、新市になってこれが現行であるという標記にはしておらず、こういうものがあったということで読み替えていただければと思います。
（委　員）
　分館というのは、各集落にある自治公民館ということなのですか。
（事務局）
　条例公民館であったということです。
（委員長）
　拠点施設の考え方は、新しい拠点施設を作るか作らないかということが一つ。それから、今まであった施設の有効利用を図るか図らないか。今まであったもののうち、コミュニティ複合施設として捉えられるものかどうか、或いは、小中学校を統廃合されてできた空き教室の複合施設化というような利用方法、いくつかに分類して地域ごとの実情に合わせた形での拠点施設になりうる、新設すべきところそうでないところの分類をしていく必要があるのではないかと思います。各地域の状況はいかがでしょうか。
　地域の自治活動を支えていくための拠点機能を持った施設はどうかという意味合いがあるということですね。単位を考える上のひとつのスタートになりますし、自治活動を行う上でも大きなファクターになるという面もあろうかと思います。適切な配置が出されないと住民自治活動が停滞するということにもなり兼ねませんのでその点も配慮をした知恵を出し合っていかないといけないと思います。しかし、すべて施設を作るかと言うと行財政はパンクしてしまいますので、既存施設の有効利用をどの程度行うのか、図っていくのか、そして自治活動は前進していくのかどうかということを、その点の考え方と併せて行かないといけないと思います。次のパートナーシップ契約についてはいかがでしょうか。
（事務局）
　我々も地域の活動施設の確認をしていかなければならないと考えておりますが、それぞれの地域から委員として出てきていただいていますので、例えば、この地域にはこのような施設があるというような事例を挙げていただければ、参考までに教えていただければと思います。
（委　員）
　坂本の場合は、この公民館よりも各地域振興会は、社会教育センター、多目的集会場を拠点としています。その点を含みおきいただいて、もし書かれるのであ

れば書いていただきたいと思います。公民館だけを拠点としているわけではありません。

それと、移管の課題ですが、2点目の「拠点施設であるということを理解していただく必要があります。」とありますが、何か遠慮して書いておられますが、これは、検討委員会と地域審議会とキャッチボールして住民の意見としてまとまったものを提言されるわけですので、あくまでも住民の意向、私たちの意向の表現、例えば、「～を理解する必要がある。」「理解するものがある。」そういう言い表し方に改めていただくと、提言書としてはいいのではないかと思います。

（委員長）

この委員会の主体性を前面に出しましょうということだと思います。他の地域では。

（委員）

私の校区で小学校区とするなら3箇所です。山間部ですので、中央施設は学校利用をしていいと思いますし、小さい校区ごとは、公民館の施設が充実しています。今までの校区活動は公民館でやっています。しかし、小学校区となりますと、大きな施設がないわけですので、学校を利用しなければならないと思っています。

（委　員）

泉は特殊な地域でございまして、下のほうを2区か3区に分けまして、五家荘地区は全体的に1校区と。それとも自治区を集めたところで全五家荘地区ということが一番ではないかと。私は下岳の第一小校区ですが、そこには「ふれあいセンターいずみ」と「生活改善センター」という施設もありますので、拠点施設については問題ないと。それから第二小校区につきましては、「振興センター」が現在ありまして、そこを拠点施設にすればやっていけるかなというところです。

（委　員）

五家荘地区については、これまで小学校の体育館を利用して活動をやってきたわけですけども、1箇所とすれば「やまびこ荘」という施設はあるのはあるので、それを使えば新しく作る必要はないのではないかと思います。

（委　員）

オブザーバーにお聞きしますが、旧八代市にも公民館がないところがありますよね。代陽、麦島他にあるのではないかと。その点を教えていただければと思います。もし、拠点施設とすれば無い校区は何処を利用すればよいか聞きたいと思います。

（オブザーバー）

旧八代市では、各校区1施設ということで計画を立てて順次整備を進めてきたところでございます。ただ、それに類似する施設、と申しますのが、前は施設建

設には、国・県から補助があったという状況もございますけども平成 12 年ぐらいが、県の補助が最終的には無くなったということもございますので、それ以降は、新しい公民館として、太田郷公民館が全額市の持ち出しということです。公民館という施設がないのが、代陽校区と麦島校区と竜峰校区と昭和校区です。ただ、この中で代陽校区を除いた麦島・竜峰・昭和につきましては、農水省の補助を受けた農事研修センター、農村婦人の家という施設で農水省の管轄で公民館の類似施設としてご利用をいただいているということです。純然たる公民館、類似施設がないのは代陽校区だけでございます。

それと、拠点施設の第１行目のところで、「地域行政サービスの提供」これは公に話ができるのかなと思っております。公民館はあくまでも社会教育施設であります。行政が中に入っている部分がありますが、その辺を公に提言の中に入れていくのはいかがなものかと。

（委員長）

完全に無いのは１箇所ですかね。農水関係の施設によってカバーされているところがあるということ、それから生涯教育行政といったものと一般行政との絡みでどうするかという問題。このような形で明記するべきかというご指摘がありました。これは首長の姿勢次第になろうかと思います。文科省の根拠法令で基づくやり方、或いは自治法の一般法に基づく形で取り組んでいくことを首長が選ぶのかどうかということになると思いますが、いずれにしても複合施設とした場合どうなるのかということになってくるかと思います。その点は、行政内部の方でご検討いただければと思います。

(事務局)

ご指摘いただいたことですが、上文は今後整理して行かなければいけないということですが、下分は他市の事例ということで、このようなやり方が行われているという実態があるということです。それと、コミュニティ施設として、公民館は社会教育法の範囲に入りますので、それがすぐ使えるということは私たち認識ではしておりません。コミュニティ施設という表現にさせていただいています。ですから即、公民館を移管というということではありません。いろんな手続きややり方があるということです。

（委　員）

鏡町には４つの小学校区がありまして、それに中央公民館があって、地区全体に２３の分館がありましたが、合併してから自主公民館ということになりました。私がいます地区には、鏡町・鏡村・内田・上鏡・洲口・芝口の６つ地区があってそれぞれ公民館がありますが、鏡小学校区の範囲内で何処を拠点施設とするかは問題となりますね。

（委員長）

そのような実情があるということですね。
（委　員）
千丁町は１６の集落がありますけども１５の分館が出来ています、そしてここに中央公民館があります。現況としては大丈夫かと思いますが、先ほど質問したいと思っていましたが、今は社会教育関係の公民館ですよね。これが、自治会が使用することができるわけですか。自治会が使用するには、コミュニティセンターに移管しないと使えないのではないですか。どうなのですか。
（事務局）
他市さんの状況を調べてみますと、現在の公民館施設は条例公民館ですね、これについては、文科省の管轄になりますので、文科省の取り下げ申請を行うということ、そうして市長部局に変えるということが先進地事例のやり方の一つでございます。
（委　員）
それでは、市長部局に変えるという話ですけども、それだったら公民館の運営費とかいろいろありますよね。これがもしも自治会組織で運営するということになりますと、どのような内容、どのような考え方、どのような保障をされるのかということが出てくると思いますよね。ボランティアばかりではできないですよ。
（事務局）
行政内部でその点は何ら検討がなされていないということです。あくまでこの住民自治検討委員会では新たな組織ができた場合に、活動の拠点が必要になってくるかと思います。当然その辺の整備についても、市に対して提言をしていただくと、その提言を受けてどれだけ必要かと。例えば、公民館が必要であるということもありますし、今ある別の建物を使ってやるということも結構かという内容も出てくるかと思います。ですから、他市の事例では、公民館がコミュニティ施設に切り替わっている傾向があるよということでここでは話をしていますけども、八代市がすぐやるということではありません。ですから、ここで提言いただきたいのは組織を作った場合に拠点施設が必要であるというご提言をいただければ、それを受けて行政の中で検討すべきことになろうかというふうに思います。館ないのに活動しろと言われても、当然他市を見ますと事務局を置いたりとかいろんなことをやっていますので、その点の対応をどのように考えていくのか検討していくというふうに考えております。
（委　員）
よくわかりましたが、ここでは公民館が拠点施設という感じがしていましたので言いましたけども、拠点施設が必要かどうかということを確認すればよいかということですか。それで結構ということですか。それでは、何処に何があるとか

ないとかは関係ないのでは。拠点施設がほしいという文言を謳うのであれば、何処にどのような施設がある、ないを考える必要はないと思います。
（事務局）
　ですから、参考までにということで、拠点となるような施設があれば教えていただきたいということで聞いたまでです。
　提言にもありますが、今までの活動というのは、公民館を中心として生涯学習活動を行ってきたということもありますし、地域の活動の拠点となってきたことは事実であろうかと思います。ですから、その中でこれから新たな住民自治組織を考えていくときにも、これまでやってこられた経緯というものを無視することはできませんので、その地域の公民館があれば、その地域の活動の拠点はどのあたりかということになろうかと思いますし、取らざるを得ないこともあります。これから考えていく中で、公民館がベターなのか他の施設がベターなのかについては、これから検討していく中での課題ではないかと思います。
（委員長）
　あと一つパートナーシップ契約の問題が残っています。委員からご指摘があったことは、ここでも関わりが出てくることだと思われます。
（委　員）
　パートナーシップ契約というものは耳慣れない言葉なのですけども、どういう内容のものなのか検討がつきませんので、他の自治体で取り組んでいることや契約を結ばれているということですので、できれば事例を見せていただきたいと思います。
（委員長）
　事務局の方で、パートナーシップ契約を行っている先進地があれば、次回、改めて見えやすい形で示してほしいということ。何のことか解らないということですので、事例を提示すると意見も出しやすいと思います。他に何かございませんでしょうか。
　熊本県が８００項目以上の事務委譲の検討をしているというのがありました。事務事業を市町村に下ろしてくるわけですが、それに伴うお金を出さないで、自分たちでやりなさいということで県は考えているようですが、その点はやはり気を付けないといけないと思います。その場合に、その契約の問題を考えていかないといけないということです。現に制度上は行政という主体があります。行政以外の主体、ある事務事業について協定を結ぶ、或いは契約を結んでその仕事をやっていくということで、一つは契約行政、ひとつは協定行政。こういう形の行政のやり方が現に行われているということです。
　徳島県の上山町という小さな町でも取り組まれたわけですが、しかも全国５００箇所ぐらいに広まっているものがありあす。「アダプトプログラム」というこ

とをお聞きになられた方もいらっしゃると思います。アダプトプログラムというのは、このマイクをソケットに入れますが、アダプターと言います。それと同じで、一つの行政がやっていた仕事をある行政以外の団体が自分たちでやれる分だけやってもらい、それに掛かる費用もよこせということです。その団体に下ろしていくということです。行政が持っている財政権限をルールに基づいて下ろしてもらって、それをやっていくということです。例えば、道路脇の清掃、雑草を取ったり、空き缶、空き瓶を拾ったりして、花いっぱい運動に切り替えるということ。小学校４年１組は、ここからここまで、４年１組と行政はここまで契約を結ぶ、１０万円で契約してやってもらえませんかというようなやり方で、ありとあらゆる住民組織団体、企業等でもあるし、地域自治会等でも社会貢献活動の一環としてやっているわけです。そのとき契約ルールを作って、行政だけでやっていた権限をその分住民団体に下ろして、その分掛かるお金も下ろして行く。そうすると住民自治活動も伸びていくわけです。

一つは契約行政、一つは協定行政、一つの例は、アダプトプログラム方式こういう形で、パートナーシップ契約をもう少し具体的な形でお示しいただければよろしいかと思います。そうすると地域の自治活動を地域の自治活動組織で以って、行政が行ってきた活動をどの程度やれるかということ。やれないことまで引き受ける必要はありません。やれることだけを、そういうことでないと自治活動は繁栄しない。だから主体的に自立的になれば、やれる範囲を自分たちで決めて、「この部分はやれるので、行政さん、それではその権限とお金をちょうだい」ということがよい。そうなると行政で１０万円掛かると言われる事務事業が大体半分の額で済みます。そうすると行財政改革に貢献することに繋がっていきますということになります。その点は次回わかりやすい資料を示していただき、それを検討していただいた上で、ご意見を承りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

本日は意見の取りまとめというよりは、いろんな意見が出されてまいりましたのでまとめていただきまして、その方向で進めていきたいと思います。

次回の開催について事務局の方で何かありますか。

（事務局）

次回は、６月３０日（金）千丁支所２Ｆで開催をいたします。次回の会議資料につきましては、事前に配布をさせていただきたいと思います。

（委員長）

活発なご意見を出していただきましてありがとうございました。また、必要なこと、もう少し資料でまとめてもらいたいというようなことがございましたら事務局の方へどしどしお申し付けください。それでは、第４回の会議をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。